（様式第１－５号）

**対外発信支援事業申請書**

令和　　年　　月　　日

公益財団法人千葉市産業振興財団

理事長　　様

公益財団法人千葉市産業振興財団ニーズ対応型支援事業実施要綱に基づき、

下記のとおり申請いたします。

１．申請者

|  |  |
| --- | --- |
| （フリガナ） | （フリガナ） |
| 会社名 | 代表者 役職・氏名  印 |
| 本社所在地 〒 | |
| 電話番号： | FAX番号： |
| WEBページ： | |
| 担当者 役職・氏名 | 担当者電話番号： |
| 担当者E-Mail： |
| 法人設立日： 年　　 月 日 | 資本金： 千円 |
| 売上高（年間）： 千円 | 従業員数： 人 |
| 業種： | 共同通信PRワイヤー利用ID： |
| 現在の事業内容： | |
| 事前相談実施日：　令和　　年　　月　　日 | 事前相談担当コーディネーター： |

２．プレスリリースの概要

配信予定日：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| プレスリリースを行う 新商品・新サービスの名称 | 用途・機能・利用シーン | 商品・サービスの特色・オリジナリティ |
|  |  |  |

３．プレスリリースのターゲットおよび期待する効果、今後の販促活動等

(※当該プレスリリースでターゲットとする市場・顧客、期待する効果、プレスリリース以降の販促活動の計画について記載してください)

４．専門家の詳細  
(※専門家を活用する場合は記載ください。活用しない場合は空欄。)

専門家氏名

専門家住所 (〒 - )

専門家連絡先 電話番号 E-mail

保有資格等

経歴・実績等 (※詳細に記載ください。別紙可)

５．専門家に求める支援内容・専門家による支援計画

(※どのような内容についてどのような支援が必要なのか、詳細に記載ください。また、 (1)～(4)のうち、支援内容に含まれるものに1つ以上◯をつけてください)

(1) プレスリリースにあたり課題の整理　　　　　(2) 原稿作成のアドバイス及び原稿･デザイン等作成

(3) 最適な配信先リストの選定　　　　　　　　　 (4) 効果測定と業務へのフィードバック

６．プレスリリースにかかる経費見積書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円（税込価格）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 支払先 | 支払予定額 (見積書の額) | 対象外  経費 | 支援対象  経費 |
| （１）【国内配信】  プレスリリース配信料 | 共同通信PRワイヤー |  |  |  |
| （２）【海外配信】  プレスリリース配信料 | 共同通信PRワイヤー |  |  |  |
| （３）専門家謝金・委託費 | 専門家名： |  |  |  |
| （４）配信オプション料金等 | 共同通信PRワイヤー |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

　　※支払予定額に係る業者発注の見積書の写しを添付すること。

　　※また、以下の書類も申請書に添付してください。

　　　(1)会社概要・決算書の写し(2期分)

　　　(2)プレスリリースを行う商品・サービス等に関する資料

（様式第１１号）

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

公益財団法人千葉市産業振興財団

理 事 長 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

公益財団法人千葉市産業振興財団（以下「財団」という。）が実施する「公益財団法人千葉市産業振興財団ニーズ対応型支援事業実施要綱」第３条第１項に掲げる事業の申請を行うにあたり、下記のことを誓約します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．当該事業の実施要綱の記載内容を熟読し、申請書に虚偽がないことを誓約します。 | はい |
| ２．当該事業の実施要綱第４条第２項に規定する事業者等ではありません。 | はい |
| ３．千葉市及び財団に対する賃料・使用料等の支払いが滞っていません。 | はい |
| ４．過去に財団・国・都道府県・市区町村等から助成や支援を受け、不正等の事故を起こしていません。 | はい |
| ５．自社と資本関係のある会社、役員等又は社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等との取引に係る費用が支援対象経費に含まれていません。 | はい |
| ６．当該事業の申請をした事業を行う者(法人その他の団体にあっては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう))が千葉市暴力団排除条例第９条に規定する暴力団等又は暴力団密接関係者に該当せず、将来においても該当しません。また、当該事実を確認するため、千葉県警察に照会されても異議ありません。 | はい |
| ７．当該事業の実施年度以降も、財団の行う定期的な調査、ヒアリングに協力できます。 | はい |
| ８．当該事業の支援対象経費は、国・県・市・その他機関から受けた若しくは受ける予定である補助金、助成金の対象経費と重複していません。 | はい |

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、当該事業を受けられないこと又は当該事業の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。